

公衆浴場(その他2号)のてびき



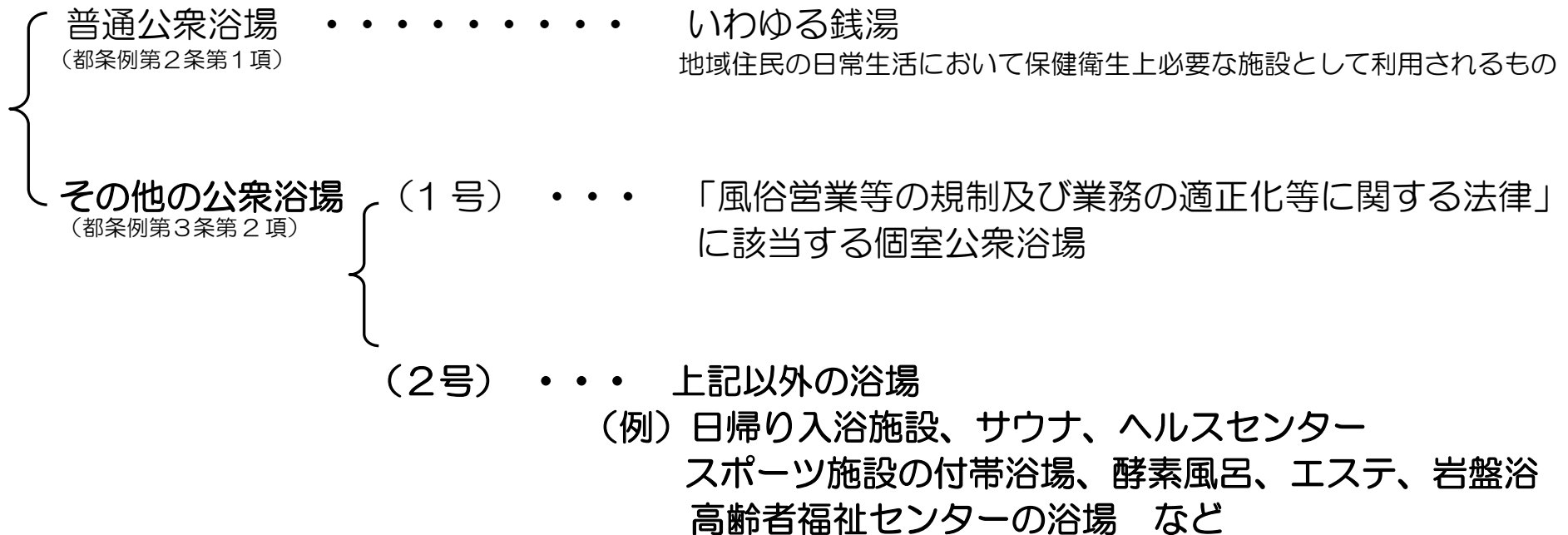
東京都多摩立川保健所
生活環境安全課 環境衛生第一・第二担当

〒190-0023 東京都立川市柴崎町二丁目21番19号
電 話 042(524)5171(代表)
ファックス 042(528)2777

1 公衆浴場の定義

公衆浴場法の第 1 条で定めている「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設を言います。

2 公衆浴場の種別

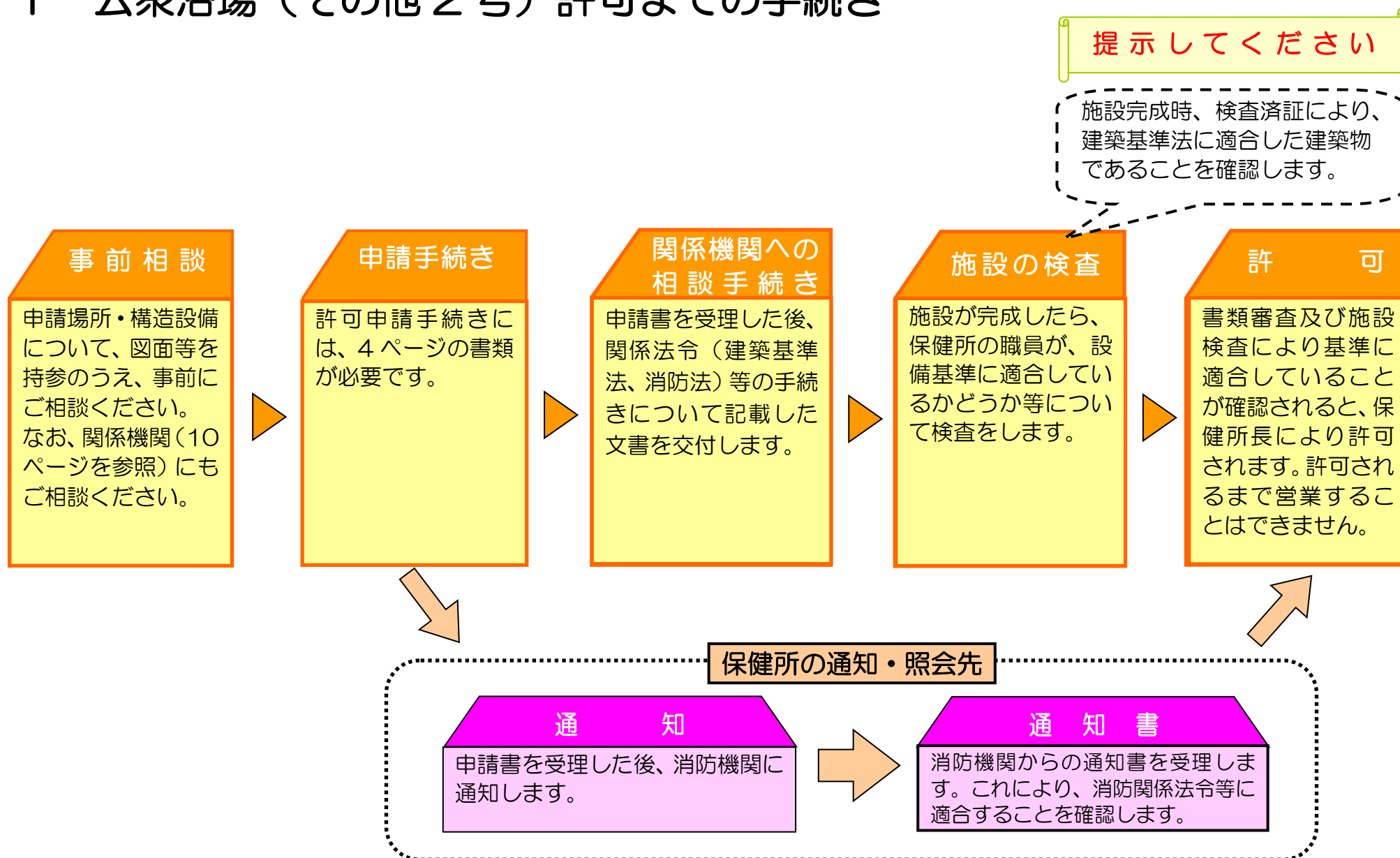


第 1 章 許可申請編

～目次～

1	公衆浴場（その他 2 号）許可までの手続き	3
2	許可申請時に必要な書類	4
3	構造設備の概要	5
4	関係機関一覧	10

1 公衆浴場（その他 2 号）許可までの手続き



2 許可申請時に必要な書類

許可申請にあたり、下記の書類が必要です。

【許可申請時に必要な書類等】

- 公衆浴場営業許可申請書（施設・構造設備の概要）
- 見取図（半径 300 メートル以内の住宅、道路、公衆浴場等が記載されたもの）
- 建物配置図、平面図、正面図、側面図、断面図
- 給排水設備の配置図、系統図
- 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
- 登記事項証明書（法人の場合）※6か月以内に発行されたもの（原本確認）
- 申請手数料 30,600 円

【検査時に必要な書類】

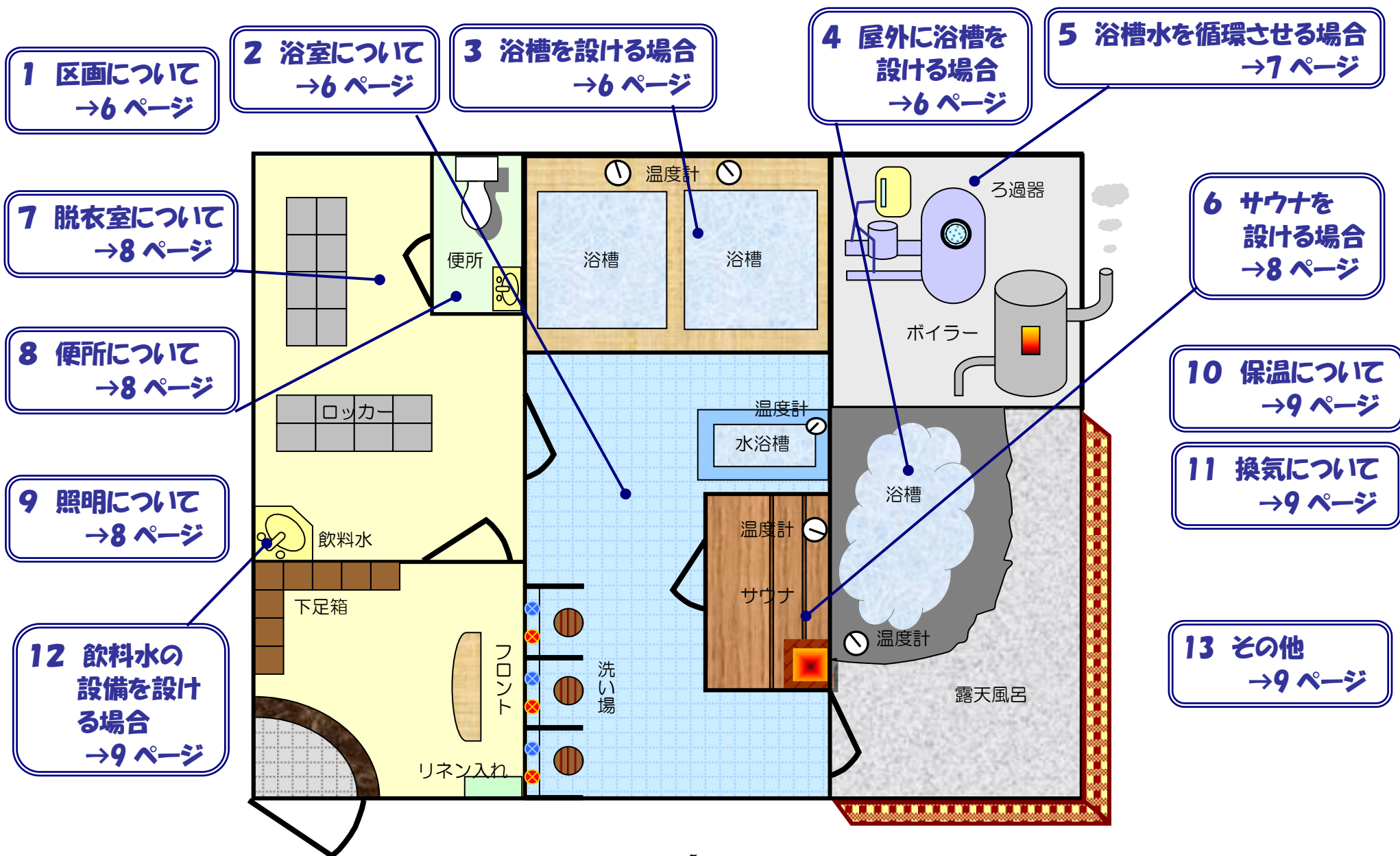
- 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）

※ 施設完成後、検査時に確認

■許可書の郵送を希望する場合■

送付先を記入したレターパックプラス（赤色・520 円／対面受取りとなります）をご用意ください。

3 構造設備の概要



【 】内、根拠欄の見方

条：公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（条 1-1-(1)：条例第 1 条第 1 項第 1 号）

通知：東京都の通知による指導基準

1 区画等

- ☐ 下足場、脱衣室、便所、浴室及びかま場は、それぞれ区画して設けること。【条 3-1-(13)】
- ☐ 脱衣室及び浴室はそれぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。【条 3-1-(15)】
 - 男女の境界の障壁の高さは、おおむね 1.8m 以上を標準とすること。【通知】

2 浴室

- ☐ 浴室は、適当な広さのものを設けること。【条 3-2-(2)ニ】
 - 入浴者一人当たりの洗い場の最低床面積は、1.1 m²程度とすること。【通知】
- ☐ 浴室の床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとすること。【条 3-1-(24)】
- ☐ 浴室内には、浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに適当数の湯栓及び水栓を設けること。【条 3-2-(2)ホ】
- ☐ 洗い場は、適当なこう配を付し、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝等に、完全に排出させる構造とすること。【条 3-1-(26)】

3 《浴槽を設ける場合》

- ☐ 浴槽は、タイル等耐水材料を用い、浴槽内には入浴者に直接熱気及び熱湯を接触させない設備をすること。【条 3-1-(28)】
 - 入浴者一人当たりの浴槽の最低床面積は、0.7 m²程度とすること。【通知】
- ☐ 入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。【条 3-1-(30)】
 - 温度計のセンサーは、浴槽水の温度を的確に把握できる位置が望ましいので、オカン（熱交換器）等の付近に設置することは適当でない。【通知】

4 《屋外に浴槽を設ける場合》

- ☐ 屋外に浴槽を設けるときは、次の規定に準じた構造にすること。【条 3-2-(2)ナ】
（屋外とは、原則として保温のための措置が困難な場所とする。）
 - ・屋外の浴槽及び浴槽に附帯する通路等は、適当な広さのものを設けること。
 - ・屋外の浴槽に附帯する通路等には、脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とすること。
 - ・屋外には洗い場を設けないこと。
 - ・屋外の浴槽は、それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。
- 入浴者一人当たりの浴槽の最低床面積は、0.7 m²程度とすること。【通知】
- 浴槽の周囲は、汚水が滞留しないような構造とすること。【通知】

5 《ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合》

〔ろ過器・集毛器〕

- ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。【条 3-1-(31)】
- ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。【条 3-1-(31)イ】
 - ろ過器は、1 時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。【通知】
 - 集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。【通知】
- ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
【条 3-1-(31)ロ】
 - ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。【通知】
 - 薬剤注入装置による塩素剤等の投入箇所は、ろ過器の前が望ましい。【通知】

〔気泡発生装置〕

- 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。【条 3-1-(31)ト】
 - 点検、清掃が容易に行える構造とし、内部や配管下部において浴槽水が滞留しないよう排水できる構造とすること。【通知】
 - 空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。【通知】

〔再利用の禁止〕

- 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。【条 3-1-(31)ハ】
 - 循環浴槽水を、浴槽水面の上部から補給する方式についても、利用者が打たせ湯のように使用する恐れがある場合は禁止する。【通知】
- 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。【条 3-1-(31)ニ】
 - 浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。【通知】
 - 平成 15 年 4 月 1 日の条例施行前に許可を受けている施設については、施設の増築、改築、大規模な修繕をする場合に適用【附則】

〔入浴者の保護〕

- 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。【条 3-1-(31)ホ】
 - 循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴者が誤って飲用したり、飛まつを吸引することのないよう、飲用禁止の表示や、入浴者が落とし込み部分に近づかないような措置、または飛まつが発生しない方法で補給する等の措置を講じること。【通知】
- 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。【条 3-1-(31)ヘ】
 - 循環水取入口は目皿等を設置することにより、吸込事故を防止する構造とすること。【通知】

6 《サウナ室又はサウナ設備(蒸気又は熱気による入浴設備)を設ける場合》

- ☐ 熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。【条 3-2-(2)ト】
 - 温度計は、室内の温度が室内だけでなく室外からも容易に確認できるような位置に設置すること。【通知】
 - サウナ室の床面は清掃が容易に行える構造であること。また、室内には清掃の際に使用される水が完全に屋外へ排出できるよう排水口を設けること。【通知】
 - 蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造であること。また、入浴者が接触するおそれがあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。【通知】
 - サウナ室は、換気を適切に行うため、給気口は室内の最も低い床面に近接する適当な位置に設け、排気口は天井に近接する適当な位置に設けること。【通知】
 - サウナ室には、危害予防の趣旨から、容易に内部の状態が見透しできる窓その他の装置をつくるようにすること。【通知】

7 脱衣室

- ☐ 適当な広さのものを設けること。【条 3-2-(2)ロ】
 - 1 脱衣室の最低面積は、入浴者一人当たり 1.1 m²程度とすること。【通知】
- ☐ 床面は、リノリウム、板等の不浸透性材料を用いること。【条 3-1-(17)】
- ☐ 入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。【条 3-2-(2)ハ】

8 便所

- ☐ 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、入口から男子用及び女子用を区別して設けること。【条 3-2-(2)リ】
 - 入浴者の用に供する施設がある階とは、待合室、脱衣室、浴室のある階を意味し、単に受付等があることのみは含まない。【通知】
 - 男子専用施設において女子従業員がおり、女子専用の便所がない場合は、女子従業員便所も設けること。(逆の場合も同じ)【通知】
 - 便所が、外部に接する面がなく、窓が作れない場合は、排気孔(臭気抜け)等を設けること。【通知】
- ☐ 流水式手洗いを備えること。【条 3-2-(2)リ】

9 照明

- ☐ 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において 20 ルクス以上の照度を有するようにすること。【条 3-1-(1)】

10 保温

- 脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。【条 3-1-(21)】

11 換気

- 脱衣室及び浴室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。【条 3-2-(2)ハ】

12 飲料水

- 入浴者用飲料水の設備を設ける場合には、その旨の表示をすること。【条 3-1-(36)】
- 飲料水の水質については、水道法第 4 条第 1 項に定める要件について、それぞれ水質基準に関する省令に定める水質基準に適合するものとし、かつ、浴用貯水槽を経由しないで供給すること。【条 3-1-(36)】
 - 入浴者用飲料水の設備は、できる限り設置することが望ましい。【通知】

13 その他

- 入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。【条 3-2-(2)イ】
 - 設備は、必ずしも下足場であることは要しない。【通知】
- 貯水槽及び調節槽は、ふた付きとすること。【条 3-1-(32)】
 - 貯湯槽や調節槽等は、点検、清掃、排水が容易に行える構造であることが望ましい。【通知】
- 排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な構造とすること。【条 3-1-(33)】
- かまは、浴槽水と上がり湯とが混合しないものを使用すること。【条 3-1-(34)】
- 灰、燃え殻等が発生し、又は置かれる場所には、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な構造とすること。【条 3-1-(35)】
 - 灰、燃え殻等が発生する場とは火たき場をいい、灰の飛散を防ぐために必要なしきりをする。置かれる場所とは灰捨て場をいい鉄板又はコンクリート等の耐火性材料で周囲を囲い、ふた付きのものとすること。【通知】
- 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと。【条 3-1-(37)】
 - タオル、パンツ、ガウン等を利用者に貸与する場合は、施設管理者の管理のもとに貸与され得るような場所に、保管のための設備を設けること。【通知】

〔基準の特例（条 4）〕

条例第 3 条第 1 項第 15 号に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由によりこれらの基準により難しい場合であって、かつ、知事が公衆衛生上支障ないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。

（例）一浴室を男女で時間帯を区切って使用する場合など ⇒ 「特例承認申請」が必要です。

4 関係機関一覧

建物の建築（建築確認等）について		建築基準法・東京都建築安全条例・バリアフリー法等
担当機関	所管する市町村	全域を担当
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第一課 指導第一担当・指導第二担当（立川合同庁舎） 電話 042-548-2044	昭島市、国立市、狛江市、東大和市、 武蔵村山市、多摩市、稲城市	民間の建築確認検査機関
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第二課 指導第一担当・指導第二担当（小平合同庁舎） 電話 042-464-2154	小金井市、東村山市、清瀬市、東久留米市	
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第三課 指導第一担当・指導第二担当（青梅合同庁舎） 電話 0428-23-3423	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、 日の出町、檜原村、奥多摩町	
各特定行政庁（市） 建築指導担当	八王子市、立川市、国分寺市、武蔵野市、三鷹市 府中市、調布市、町田市、日野市、西東京市、小平市	
東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課 ※ （都庁第二本庁舎3階） 電話 03-5388-3372(直通) ※ 一部手続きについては、各支庁が担当することがあります。	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、 御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	
用途地域について		都市計画法
各市町村の都市計画担当		
消防（消防設備の設置、維持ならびに検査等）について		消防法、火災予防条例
所管の消防署（稲城市、島しょ地域は消防本部）		
貯水槽を設ける場合について		水道法
貯水槽・井戸等を設けて給水する場合：所管する保健所 環境衛生担当		
食事の提供について		食品衛生法
食事を提供する場合：所管する保健所 食品衛生担当		

井戸、地下水、温泉の揚水・利用について		環境確保条例・温泉法等
	担当機関	所管する市町村
- 井戸の設置・揚水量報告等 - 地下水の揚水・利用について	所管する市 環境担当課	多摩地域の市部
	東京都環境局 多摩環境事務所 環境改善課 水質担当 (立川合同庁舎) 電話 042-525-4771 (直通)	多摩地域の町村部
	東京都環境局 自然環境部 水環境課 地下水管理担当 (都庁第二本庁舎 19 階) 電話 03-5388-3547 (直通)	多摩地域・島しょ地域
温泉法（掘削、動力設置、採取許可等）に関する事	東京都環境局 自然環境部 水環境課 地下水管理担当 (都庁第二本庁舎 19 階) 電話 03-5388-3547 (直通)	都内全域
温泉法（浴用利用許可）に関する事	所管する保健所 環境衛生担当	
排水・下水・浄化槽などについて		下水道法・水質汚濁防止法・浄化槽法
	担当機関	所管する市町村
排水を公共下水道に放流する場合	所管する市町村 下水道担当	多摩地域の市町村
排水を公共下水道以外に放流する場合 (水質汚濁防止法にかかわる相談・届出等)	東京都環境局 多摩環境事務所 環境改善課 水質担当 (立川合同庁舎) 電話 042-525-4771 (直通)	八王子市、町田市、島しょ地域を除く市町村
	東京都環境局 自然環境部 水環境課 河川規制担当 (都庁第二本庁舎 19 階) 電話 03-5388-3494 (直通)	島しょ地域
浄化槽を設置する場合	東京都環境局 多摩環境事務所 廃棄物対策課 浄化槽担当 (立川合同庁舎) 電話 042-528-2692 (直通)	八王子市、町田市、島しょ地域を除く市町村
	東京都環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課 生活排水対策担当 (都庁第二本庁舎 19 階) 電話 03-5388-3583 (直通)	島しょ地域
その他		
深夜営業（騒音など）について：所管する市町村の環境保全担当		

温泉水(タンクローリー等で運んできたものを含む)を利用したい＆利用している場合には

温泉水を利用する（している）場合には、温泉法の規制も受けます。「温泉水をこれから利用したい。」または「既に許可を得て温泉水を利用しているが、経営者や利用形態などに変更事項が生じる。」などの場合は、事前に関係機関（上記参照）へご相談ください。

第2章 維持管理編

～目次～

1	日常の衛生管理について	13
2	レジオネラ対策について（循環式浴槽がある場合）	15
3	レジオネラ対策関連のホームページ	17
4	公衆浴場の各種申請・届出手続きについて	20

1 日常の衛生管理について

【 】内、根拠欄の見方

条：公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例

細則：東京都の公衆浴場法施行細則

通知：東京都の通知による指導基準

採光・照明・換気	☐ 入浴者が直接利用する場所は、床面において、20ルクス以上の照度を有するようにすること。【条3-1-(1)】
清潔保持、清掃	☐ 浴場の施設は常に清潔を保持すること。【条3-1-(2)】 ☐ 脱衣室、浴室などの入浴者が直接利用する施設は、毎日1回以上掃除・洗浄すること。【条3-1-(2)】 ☐ 洗いおけ、腰掛、足拭きマット等は、毎日1回以上洗浄または交換し清潔にすること。【条3-1-(2)】 ☐ 脱衣室、便所は毎月1回以上消毒すること。【条3-1-(3)】 ☐ ねずみや衛生害虫等の生息状況について毎月点検し、適切な防除措置を講じること。【条3-1-(4)】
浴槽水の水質基準	☐ 濁度は、5度以下 ☐ 過マンガン酸カリウム消費量は、25mg/L 以下 ☐ 大腸菌群数は、1個/mL 以下 ☐ レジオネラ属菌は、検出されないこと } 【条3-1-(6)】
浴槽水（共通）	☐ 常に満杯を保つこと。【条3-1-(7)】 ☐ 1日1回以上換水・清掃すること。ただし、規則で定める場合※は1週間に1回以上換水・清掃すること。【条3-1-(8)】 ※ 1週間に1回以上の換水・清掃に変更する場合は、事前に保健所の承認を得る必要があります。（18ページ参照。） ☐ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、15ページ「2 循環式浴槽のレジオネラ対策について」を参照。 ○ 浴槽水は毎日完全に換水し、浴槽の清掃を行うこと。【通知】
貯湯槽	☐ 内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等を除去すること。 【条3-1-(8の2)イ】【細則】 ○ 密閉、破損の有無（土ぼこりの混入防止）、内部の汚れ（生物膜の形成など）の状況等について、定期的（月1回以上）に点検を実施すること。【通知】 ○ 貯湯槽（温泉スタンドを含む）内部の点検ができる構造の場合は、点検口から内部の状況を確認し、必要に応じて槽内部の清掃と消毒を行うこと。1年に1回以上、清掃と消毒を行うこと【通知】 ○ 密閉式の貯湯槽においても、メーカーの説明書等を参考に、点検・清掃を適切に行うこと。【通知】 ☐ 貯湯槽内の湯を60度以上に保つこと。これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。 【条3-1-(8の2)ロ】【細則】 ○ 遊離残留塩素濃度0.4mg/L以上に保つこと。【通知】

調節槽	☐ 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、清掃を１年に１回以上、消毒を１週間に１回以上行うこと。【条３－１－(８の４)】【細則】 ☐ 洗いの湯栓やシャワーに湯を送る調節槽は、構造設備に応じて適切な方法で清掃・消毒を行うこと。【通知】 ☐ 点検、清掃は貯湯槽の管理（１３ページ）に、消毒方法は配管の管理（１５ページ）に準じて行うこと。【通知】
湯栓・シャワー	☐ 定期的に点検を行うとともに、使用頻度に応じて、通水やシャワーヘッド等の清掃・消毒を行うこと。【通知】
給湯、給水	☐ 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に補給すること。【条３－１－(７)】 ☐ 井戸水を使用している場合は、水道法に基づく省略不可項目の水質検査について１年に１回以上行うことが望ましい。【通知】 ☐ 入浴者用飲料水は、水道法水質基準に適合すること。【条３－１－(３６)】
排水	☐ 洗い場及び下水溝は、汚水を滞留させないようにすること。【条３－１－(５)】
貸与品	☐ タオル、くし、かみそり等は入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者一人ごとに消毒した清潔なもの（かみそりを除く）を貸与するときは、この限りでない。【条３－１－(１０)】【通知】
管理者	☐ 公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として、施設ごとに管理者をおくこと。【条３－３】
記録の保管	☐ 貯湯槽、ろ過器及び循環配管、浴槽、調節槽等の清掃、消毒、検査などの実施状況を記録し、３年間保存すること。【条３－１－(８の５)】
サウナ室又はサウナ設備	☐ 室内温度を常時把握し、温度計及び温度調節装置等は絶えず点検すること。【通知】 ☐ 利用者の安全確保と清潔保持の観点から、サウナ室等の使用方法（１９ページに例示）を明示すること。【通知】 ☐ 水浴槽を設ける場合は、利用者がサウナ室から出てすぐ水浴槽に入ると危険をとまなうので、水浴槽の使用方法（１９ページに例示）を明示すること。【通知】
善良な風俗等	☐ 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告、装飾設備などを設けないこと。【条３－１－(９)】 ☐ ７歳以上の男女を混浴させないこと。【条３－１－(１１)】 ☐ アルコール販売については入浴後の取り扱いとし、脱衣室及び浴室において行わないこと。【通知】
物品の販売等	☐ 物品の販売等を行うときは、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにすること。【条３－１－(１２)】

2 循環式浴槽のレジオネラ対策について

浴槽水の水質基準に適合し、レジオネラ属菌を発生させないためには、基準に合った構造設備と、適切な維持管理が必要です。構造設備基準については7ページをご参照ください。

ろ過器	○ 「ろ過器等」とは、ろ過器を使用して浴槽水を循環している場合以外に、加温装置のみを経由させて循環している場合や、湯水を循環させて水流を発生させる装置を有するものも含む。【通知】 □ ろ過器は1週間に1回以上、定期的に逆洗浄等及び内部の消毒を行うこと。【条3-1-(8の3)イ】【細則】 ○ ろ過器の逆洗浄を行う場合は、ろ材表面の汚れ等を確実に除去すること。【通知】 ○ 逆洗浄ができないろ過器については、ろ材の交換等を行い、生物膜の形成及び汚れの蓄積防止に努めること。【通知】
配管・集毛器等	□ 浴槽水を循環させるための配管は、1週間に1回以上、定期的に内部の消毒を行うこと。【条3-1-(8の3)ロ】【細則】 ○ 配管の消毒方法【通知】 ・ 遊離残留塩素濃度を5～10mg/L程度に調整した浴槽水を、循環系統に数時間循環させる方法 ・ 60℃以上に加熱した高温水を循環系統に数分から数十分循環させる方法 ○ 消毒方法は、配管や浴槽の材質、腐食状況、生物膜の状況等を考慮して、適切な方法を選択すること。【通知】 ○ 水位計配管、気泡発生装置など循環配管以外の部分も、同様に消毒を行うこと。【通知】 ○ 年に1回程度は循環配管の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うことが望ましい。【通知】 (過酸化水素水を使用した配管洗浄の方法は、危険かつ専門的技術がいるため、専門業者に依頼すること。) □ 集毛器（ヘアキャッチャー）は、毎日清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。【条3-1-(8の3)ハ】【細則】 ○ 集毛部や内部は、塩素系薬剤等で消毒することが望ましい。【通知】
浴槽水	〔浴槽水の管理〕【条3-1-(8)】【細則】 □ 浴槽水は、1日1回以上換水して、浴槽の清掃を行うこと。ただし、<u>次のいずれにも該当する場合は、1週間に1回以上換水して浴槽を清掃すること</u>（詳細は18ページ参照）。 ・ ろ過装置を使用して、浴槽水を循環させているとき。 ・ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備が設置されていないとき。 ・ 維持管理が良好で、公衆衛生上支障がないと認められるとき。

浴槽水	〔浴槽水の消毒〕【条3-1-(8の3二)】【細則】 □ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上に保つこと。 ○ 使用中は、遊離残留塩素濃度を適宜確認すること。このとき、1.0mg/Lを超えないことが望ましい。【通知】 ○ 薬剤注入装置の運転状況等について随時確認すること。【通知】 □ 遊離残留塩素濃度を0.4 mg/L以上に保つことが困難である場合の消毒は、次のいずれかによること。【通知】 ・ 塩素系薬剤による消毒とその他の方法※による消毒とを併用する方法。 ※オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン、光触媒など。ただし残留性がないため、必ず塩素剤による消毒と併用すること。 ・ モノクロラミンによる消毒。この場合、モノクロラミン濃度は3mg/L以上になるように保つこと。 ○ モノクロラミンによる消毒を行う場合は、濃度が高くなりすぎないように注意するとともに、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（17ページ参照）を参考に消毒すること。【通知】 ○ 塩素消毒が困難な泉質の温泉等は、循環設備を使用しない（いわゆる掛け流し方式）ことが最も望ましい。【通知】 〔水質検査〕 □ レジオネラ属菌について、1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。【条3-1-(8の3)ホ】【細則】 ○ 原則として系統ごとに、年1回以上検査を行うこと。【通知】 ○ 検査の結果が基準値を超えていた場合は、速やかに衛生上の措置を講じた後、再度検査を行い不検出を確認すること。【通知】 〔既存の回収槽を引き続き使用する場合〕 ○ 浴槽同様に槽内の湯水を毎日換水し、内部の清掃を行うこと。【通知】
報告	循環式浴槽等の維持管理状況について、毎月、前月分について保健所に提出すること。＊ ◇ 循環式浴槽の維持管理状況点検結果等を記載 ◇ 添付書類 ・ 遊離残留塩素等の濃度測定記録結果（直近の配管消毒実施日の前日分） ・ レジオネラ属菌検査結果（実施月） ※1週間に1回以上の換水の場合は報告様式が異なります。詳細は保健所までお問い合わせください。

3 レジオネラ対策関連のホームページ

東京都	
東京都公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例	東京都浴場条例 検索 ⇒ 東京都「条例・規則集のページ」へ
- 公衆浴場・旅館業・プール施設管理者のためのレジオネラ症防止自主管理マニュアル - 公衆浴場・旅館業・プールにおけるレジオネラ症防止対策（パンフレット） など	東京都 レジオネラ パンフレット 検索 ⇒ 「東京都保健医療局 公衆浴場・旅館業・プールにおけるレジオネラ対策のページ」へ
厚生労働省	
- レジオネラ症発生防止対策 - 指針 - 衛生管理要領、マニュアルなど	厚生労働省 レジオネラ対策のページ 検索 ⇒ 厚生労働省 レジオネラ対策 「■概要 ■関係通知/Q&A など」へ

モノクロラミンとは

モノクロラミンは、結合型塩素として消毒効果を示す薬剤です（構造： NH_2Cl ）。モノクロラミンは、遊離残留塩素での消毒が難しいアルカリ性の泉質や、アンモニア性窒素を含む温泉浴槽水の消毒について、濃度管理がしやすく、消毒効果が期待できるとされています。

(参考) 浴槽水の換水頻度の緩和について

浴槽水は1日1回以上の換水と清掃を原則としていますが、【規則で定める要件】を満たしており、良好に管理されていると保健所が認める場合は、換水頻度を1週間に1回以上に変更することが可能です。

換水頻度を変更したい施設は「換水・清掃頻度変更報告書」を保健所に提出して審査を受け、良好と判断されれば緩和ができます。

【規則で定める要件】

- ① ろ過装置を使用して、浴槽水を循環させていること
- ② 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる装置が設置されていないこと
- ③ 維持管理が良好で、公衆衛生上支障ないと認められること

規則で定める要件③の具体的内容は下表のとおり

項目	区分	保健所が行う審査の内容	審査に適合	「換水・清掃頻度指導書」交付 浴槽水の換水頻度の緩和が可能に
水質検査について	・既存施設（過去3年間、行政検査で不適事項がない）	営業者は、入浴者が多く、ろ過器の負荷が高い営業日の営業終了後に、浴槽水の水質検査（レジオネラ属菌を含む）を実施し、結果を報告する。（基準に適合していること）		
	・既存施設（過去3年間、行政検査で不適事項がある） ・新規施設	・不適事項が改善されていること。（既存施設の場合） ・申出から1年間、3月以内ごとに、入浴者が多く、ろ過器の負荷の高い営業日の営業終了後に上記水質検査を実施し、1年分の水質検査結果と維持管理の方法を報告する。（基準に適合していること） ・保健所が行った行政検査が基準に適合していること。		
その他	・ろ過器を24時間運転するなど、浴槽水の清浄が保持できること ・塩素剤等注入装置等により、営業時間外においても浴槽水の塩素剤等の濃度が保持できること ・維持管理が良好で衛生が確保されており、換水頻度緩和後の施設の維持管理計画を作成していること			

【換水頻度緩和後の維持管理】

- ・レジオネラ属菌を除く水質検査※を月1回、レジオネラ属菌の検査を6月以内に1回実施し、基準に適合していること
〔※の項目：濁度（5度以下）、過マンガン酸カリウム消費量（25mg/L以下）、大腸菌群（1個/mL以下）〕
 - ・ろ過器を24時間運転するなど、浴槽水の清浄が保持されていること
 - ・営業時間外も浴槽水の塩素剤等の濃度が保持されていること、その他施設の維持管理が良好に行われ、衛生が確保されていること。
- ★重要★ 緩和後、水質検査結果が不適合になった場合は、毎日換水の取扱いに変更されます。

(参考) サウナ・水浴槽の使用方法に関する掲示例

サウナ室等の使用方法（例）

サウナ風呂をご利用の皆様へ

- 1 次の方は入浴をご遠慮ください。
 - (1) 医師から熱気浴、温水浴を禁じられている方
 - (2) 感染症にかかっている方
 - (3) 心臓系に異常のある方
 - (4) ひどく疲れている方
 - (5) 酒気を帯びている方
- 2 他の入浴客に迷惑をかけるおそれのある行為は、ご遠慮ください。
- 3 浴室及びサウナ室での次の行為は、おやめください。
 - (1) 喫煙
 - (2) 新聞、雑誌等の持ち込み
 - (3) 飲食物の持ち込み
- 4 メガネ、時計等のサウナ室への携帯は、破損のおそれがありますのでご注意ください。

水浴槽の使用方法（例）

水浴槽を利用する方をお願い

- 1 心臓病、腎臓病、高血圧等の方は、ご遠慮ください。
- 2 水浴する前には必ず、足元、ヒザ、大腿、上半身の順に水をかけてから入るようにしてください。



公衆浴場の各種申請・届出手続きについて

～以下のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談してください～

◆ 新規営業許可申請 《施行規則1》

- 新しい公衆浴場施設を建築する。
- 営業者が変わる（事業を譲渡した場合は承継届）。
- 施設を移転する。
- 施設を大規模に増改築する。
- 施設を建て替える。

必要書類

- * 「許可申請時に必要な書類」（4 ページ）をご覧ください。

※ 必ず事前に保健所に相談してください。

◆ 変更届 《施行規則4》

- 施設の名称を変更した。
- 営業者の住所が変更となった。
- 営業者（法人）の名称・所在地・代表者が変更となった。
- 施設の増改築（規模により新規営業許可になるため保健所への事前相談が必要）、構造やレイアウトの変更を行った。
- 管理者を変更した。 など

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
[登記事項証明書^注（法人の場合）や施設設備図面等]

※ 変更後10日以内に届出をしてください。

注）登記事項証明書は6か月以内に発行のもの（原本）を提示してください。

◆ 承継届 《施行規則1の二、2、3、3の二》

- 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- 開設者（法人）が合併、または分割により承継した。
- 営業を譲り受けた。（個人⇄法人、個人→個人、法人→法人）

必要書類

* 公衆浴場営業承継届

○個人相続

- ・ 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍事項の全部事項証明書または、法定相続情報一覧図の写し
- ・ 相続人全員の同意書（相続人が2人以上で1人が相続する場合）
[相続人の範囲：法定相続人]

○法人合併／分割

- ・ 承継後に公衆浴場を営業する法人の登記事項証明書^注（合併または分割登記後）
- ・ 定款又は寄附行為の写し

○事業譲渡

- ・ 営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等）
- ・ 登記事項証明書^注（法人の場合）
- ・ 定款又は寄付行為の写し（法人の場合）

※ 承継後、遅滞なく（60日程度）届出をしてください。

◆ 廃止（停止）届 《施行規則4》

- 営業の全部若しくは一部を廃止・停止した。

必要書類

- * 廃止（停止）届

※ 廃止（停止）後10日以内に届出をしてください。